

県警察本部の犯罪捜査報償費に係る随時監査結果報告書

平成18年3月23日

宮城県監査委員 菊 地 浩
宮城県監査委員 藤 原 範 典
宮城県監査委員 阿 部 徹
宮城県監査委員 谷地森 涼 子

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

平成17年6月21日に仙台地方裁判所から出された平成13年（行ウ）第18号犯罪捜査報償費返還請求事件の判決（以下「仙台地裁判決」という。）において、「平成12年度の宮城県警本部の報償費の支払の相当部分が実体がなかったものと推認する余地がある。」、また、「特に、鉄道警察隊及び鑑識課の平成12年度の報償費の支払について、実体がなかった疑いが強い。」とされたことから、平成12年度の県警察本部の犯罪捜査報償費の執行について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施した。

2 監査対象機関

犯罪捜査報償費（以下「捜査報償費」という。）を執行した県警察本部11課（隊）及び会計課を監査対象機関とした。

（監査対象機関名）

県警察本部

総務室 会計課

生活安全部 生活安全企画課，少年課，生活保安課，銃器対策課

地域室 鉄道警察隊

刑事部 捜査第一課，捜査第二課，暴力団対策課，鑑識課，機動捜査隊

交通部 交通指導課

3 監査の方針及び対象

平成12年度の県警察本部捜査報償費の執行について、違法，不当な行為の有無を監査する。

都道府県警察の犯罪捜査活動に係る経費は、国費によるものと県費によるものとに大別される。国費の対象となる犯罪捜査は、爆発物、銃砲等危険物に関する重要な犯罪や数都道府県の地域に関係のある重要な犯罪など、警察法（昭和29年法律第162号）第37条第1項及び警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条第8号に規定する犯罪の捜査とされており、これら以外の犯罪捜査に係る経費は県費から支出される。

本監査は、県費の捜査報償費を対象とするものである。

4 監査実施期間

平成17年10月26日から平成18年3月23日まで

5 監査の方法

監査は、平成12年度に執行された監査対象機関における捜査報償費の執行全件について、現金出納簿、預金通帳、支払精算書、支払伝票、領収書等の支出関係証拠書類（以下「支出関係証拠書類」という。）及び関係帳簿等の調査（以下「書面調査」という。）を行った後、捜査員が情報提供者又は捜査協力者（以下「協力者等」という。）と接触場所として利用した飲食店及び謝礼品を購入した店舗（以下「飲食店等」という。）の調査を行い、その上で、捜査報償費の執行責任者である当時の課長、管理官等及び捜査報償費を執行した捜査員並びに関係人からの聴き取り調査を行う方法により実施した。

(1) 書面調査

書面調査は、平成17年11月16日から12月14日まで、監査対象機関の捜査報償費の執行状況について、監査委員事務局職員（以下「事務局職員」という。）が実施した。

書面調査の実施にあたり、監査対象機関に対して、平成12年度に係る予算措置状況、捜査報償費の執行体制及び執行状況に関する書類の外、支出関係証拠書類及び勤務整理簿（出勤簿）、時間外勤務等命令簿、宿日直勤務命令簿、旅行命令（依頼）票（活動区域旅行命令を含む）、運転日誌（公用車使用簿）などの勤務関係書類（以下「勤務関係書類」という。）の提出を求めた。

書面調査では、監査対象機関毎の執行件数や用途別の状況、領収書の添付状況、飲食店等の利用状況等を主眼として支出関係証拠書類の確認及び照合を行い、更に勤務関係書類との突き合わせを行った。

(2) 飲食店等調査

飲食店等調査は、書面調査の内容に基づき、平成17年12月5日に飲食店等の100店舗に対して文書による照会を行った。その回答内容から訪店して確認する

必要があると判断した13店舗に対しては、県警察から領収書のコピーの提出を受け、平成18年1月5日から1月20日までの間、監査委員及び事務局職員による実地調査を行った。

(3) 聴き取り調査

聴き取り調査は、平成17年12月19日から平成18年2月3日まで、捜査報償費を執行した課（隊）の退職者を含む当時の所属長、管理官等16人及び捜査員52人並びに現在の会計課長の合わせて69人に対して行った。

(4) 関係人調査

法第199条第8項の規定により、浅野前知事及び聴き取り対象者のうち既に退職している者を関係人として、それぞれ平成17年12月9日及び平成18年1月18日に、聴き取りによる調査を実施した。

6 支出関係証拠書類の全面開示に関する協議

監査委員は、平成15年度において、県知事からの要求に基づき、平成12年度から平成14年度までの県警察本部の捜査報償費の執行に係る監査（以下「知事要求監査」という。）を実施した。その際、県警察に対して、捜査員からの聴き取り調査の実施と支出関係証拠書類の全面開示を求めたところ、県警察は、捜査員に対する聴き取り調査を拒否し、また、捜査上の秘密、協力者等の保護などを理由に、全ての支出関係証拠書類について、具体的な事件名、協力者等の住所・氏名及び接触場所に係る記載事項の開示を拒否したことから、捜査報償費の執行に関し違法、不当な行為があったか否かを判断するための事実の有無を確認することができなかった。以後、引き続き県警察に対して協力者等の住所・氏名の開示等を求めてきたところ、県警察は、平成16年度の定期監査からは、捜査員からの聴き取り調査に応じ、また、平成17年度の定期監査からは、協力者等との接触場所として利用した飲食店名を一部を除き開示した。

本監査の実施にあたり、平成17年6月27日に県警察本部長に対して、平成12年度の捜査報償費に係る支出関係証拠書類の全面開示を強く要請し、その後、10月24日まで7回にわたり、これらの問題解決のため県警察と協議を重ねた。

協議において、県警察は、協力者等の保護や捜査上の支障を理由に、「協力者等への直接、間接の接触は困る。」、また、「現在進行中の事件等に係るものの開示は難しい。」などの条件を提示した。監査委員としては、県警察の主張も理解できることから、柔軟な対応も必要と考え、調査の過程で疑義が生じた場合は別として、必ずしも協力者等との接触は行わないなどの提案を行い、協力者等の住所・氏名の全面開示を求めた。

しかし、県警察からは、平成17年10月24日の協議で、協力者等とは住所・氏

名を部外に明らかにしないという約束をしていること、また、監査委員が協力者等に接触する可能性を払拭できないことを理由に、協力者等の保護を考えると監査委員の要請には応じられないとの最終検討結果が示された。

このため、本監査は、協力者等の住所・氏名は非開示のまま実施せざるを得なかったものである。

7 個人情報保護

監査の過程で監査委員が知り得た個人名、私的団体名及び店舗名は、個人情報としての適正な取扱いの確保が求められ、個人の権利利益の侵害の防止を図る必要があることから、この監査結果報告書では記載しないこととした。

第2 平成12年度捜査報償費取扱いの概要

1 捜査報償費の性格

「犯罪捜査報償費（県費）の取扱い要領について」（昭和58年3月7日付け，宮警本会第147号通達。以下「取扱要領」という。）によると，経費の特殊性として，捜査報償費は，犯罪捜査の過程において必要となる経費であり，特に緊急かつ秘密を要するため，通常の手続による支払いでは捜査活動上支障を来すことから，一般の資金前渡金とは異なる取扱いがなされている。

2 捜査報償費の使途

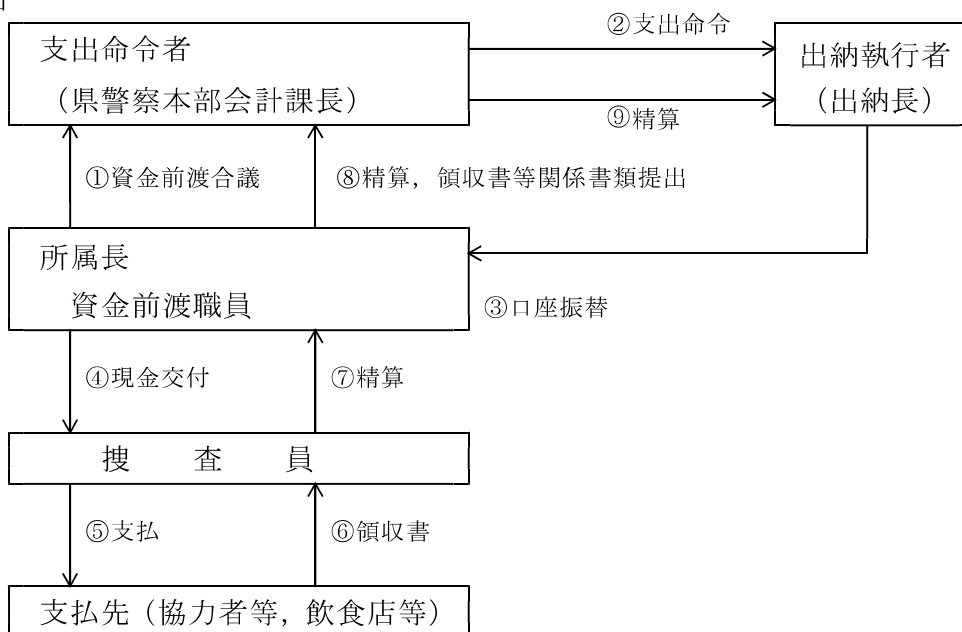
捜査報償費の使途は，刑事・保安・交通等各種犯罪の捜査に伴う協力者等に対する謝金及び謝金支払いに関連して必要となる諸雑費（交通費・接触費等）とされている。

3 捜査報償費の会計手続と支払いの流れ

捜査報償費の執行は，緊急性及び秘匿性を必要とすることから，概括的な資金前渡により行われ，所属長が捜査員に現金を概算交付している。資金前渡職員には，県警察本部関係課の管理官（次長・副隊長等）が指定されている。

支払いの流れは，図のとおり。

図



- ① 資金前渡職員は、所属長の指示を受けて、毎月所要額を支出命令者（県警察本部会計課長）と合議する。
- ② 支出命令者は、合議に基づき支出を決定し、出納執行者に通知する。
- ③ 出納執行者は、宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号。以下「財務規則」という。）に定める資金前渡の方法により現金を交付（資金前渡職員の預金口座に送金）する。
- ④ 所属長は、捜査報償費の交付を必要とするときは、資金前渡職員に支払伝票を起票させ、支出額を決定して捜査員に現金を交付する。
- ⑤～⑦ 捜査員は、現金の支払い完了後、支払精算書を作成し、関係書類を添えて所属長に精算報告する。なお、関係書類は、次により作成する。
 - (イ) 捜査員は、債主に支払いをしたときは領収書を徴取する。
 - (ロ) 捜査員は、協力者等が領収印にかえてサイン又は拇印をした領収書を徴取した場合は、その理由を記した報告書類により、所属長の確認を受ける。
 - (ハ) 捜査員は、特別な事情により、協力者等の領収書を徴することができなかった場合は、支払報告書にその事由を付記して所属長の確認を受ける。
 - (ニ) 捜査員は、諸雑費など少額の支払いについて、社会通念上領収書を徴することが困難なものについては、その徴取を省略することができる。この場合、支払精算書にその内容を記載し、所属長の確認を受ける。
- ⑧ 資金前渡職員は、債主の領収書その他必要な書類を取りまとめ、精算票に添付して、支出命令者に提出する。
- ⑨ 支出命令者は、精算を確認し、精算通知票により出納執行者に精算通知する。

4 捜査報償費の支出関係証拠書類の保管

財務規則によると、資金前渡金の精算について、支出命令者は、出納執行者に支払精算書及び領収書等の支出関係証拠書類を提出することになっているが、捜査報償費に係る精算にあつては、昭和55年3月、出納長から特例扱いを認められており、出納執行者への支出関係証拠書類の提出はなされていない。捜査報償費の支出関係証拠書類は、県警本部長及び各警察署長が保管しており、その保管期間は5年となっている。

第3 監査の結果

1 書面調査

(1) 捜査報償費の予算額及び決算額

平成12年度捜査報償費の予算額及び決算額は、次の表1のとおりである。

捜査報償費執行機関（会計課以外の監査対象機関をいう。以下同じ。）の平成12年度決算額は19,542,594円で、県警察全体の53.5%を占めていた。

表1

捜査報償費の予算・決算額	左のうち、捜査報償費執行機関の額
予算額 36,940,000円	予算額 19,879,000円
決算額 36,541,804円	決算額 19,542,594円

注1：捜査報償費の予算・決算額は、県警察全体を表す。

注2：捜査報償費執行機関の額は、県警察本部11課（隊）の総額を表す。

注3：捜査報償費の予算・決算額の詳細は、別表1参照。

(2) 捜査報償費執行機関の執行状況

捜査報償費執行機関における捜査報償費の支出件数、支出金額及びこれを執行した捜査員の数は、次の表2のとおりである。

支出額の多い機関は、捜査第一課、暴力団対策課、機動捜査隊、捜査第二課の順で、この4課（隊）の支出額の合計は13,717,026円と捜査報償費執行機関全体の70.2%を占めていた。

表2

課（隊）名	支出件数（件）	支出額（円）	執行した捜査員（人）	警察官の数（人）
1 生活安全企画課	52	833,130	7	20
2 少年課	49	599,580	4	10
3 生活保安課	40	554,497	6	20
4 銃器対策課	64	1,119,425	6	21
5 鉄道警察隊	75	290,704	2	27
6 捜査第一課	246	4,371,597	25	39
7 捜査第二課	172	2,998,219	10	40
8 暴力団対策課	107	3,222,730	12	30
9 鑑識課	123	1,230,000	7	17
10 機動捜査隊	167	3,124,480	10	51
11 交通指導課	68	1,198,232	6	33
計	1,163	19,542,594	95	308

注：警察官は、各所属長及び管理官等を含む。

(3) 使途別執行内訳等

捜査報償費の使途別の内訳及び領収書の添付状況は、次の表3のとおりである。

使途別の執行状況は、協力者等への謝礼として交付した現金、菓子折等が19,076,636円と全体の97.6%を占めていた。また、領収書の添付状況は、協力者等への謝礼815件のうち138件(16.9%)、諸雑費348件のうち115件(33.0%)、全体でも1,163件のうち253件(21.8%)と低かった。

表3

単位：件，円

使 途	内 訳	件 数	金 額	領収書の添付状況			
				あ り		な し	
				件数	金 額	件数	金 額
協力者等 への謝礼	現 金	812	19,070,000	135	1,485,000	677	17,585,000
	菓子折等	3	6,636	3	6,636		
	計	815	19,076,636	138	1,491,636	677	17,585,000
諸 雑 費	接 触 費	323	458,608	115	280,967	208	177,641
	そ の 他	25	7,350			25	7,350
	計	348	465,958	115	280,967	233	184,991
合 計		1,163	19,542,594	253	1,772,603	910	17,769,991

注1：菓子折等の領収書は、購入店が発行したものである。

注2：諸雑費欄の「その他」は、全て電話代である。

注3：捜査報償費執行機関毎の使途別執行状況は、別表2参照。

(4) 支出関係証拠書類等の状況

捜査報償費に係る支出関係証拠書類は、取扱要領に基づき作成されていた。また、資金前渡の手続きは、財務規則に基づき処理されていた。

なお、支出関係証拠書類のうち支払精算書の様式が平成13年2月から改正されていた。

これらの関係書類を調査したところ、次のような状況であった。

イ 支出関係証拠書類に係る非開示事項

捜査員が協力者等へ謝礼金を交付したときに作成する支払精算書の債主名欄、協力者等から領収書を徴することができなかった場合に作成する支払報告書の債主の住所・氏名欄、及び協力者等から徴取した謝礼金の領収書の住所・氏名欄は、全て非開示とされた。また、接触場所と店舗名は原則として開示されたが、捜査上の支障があるなどの理由により、接触場所として利用した飲食店等の4件は非開示とされた(表6参照)。

ロ 捜査報償費の月別支払金額等

捜査報償費の月別支払件数及び金額は、次の表4のとおりである。

月別支払件数は、ほぼ同じ件数で推移しており、月別支払金額についても年間を通して同程度となっていた。

表4

月別	支払件数(件)	件数比率(%)	支払金額(円)	金額比率(%)
4	95	8.2	1,567,737	8.0
5	100	8.6	1,626,881	8.3
6	101	8.7	1,652,498	8.5
7	94	8.1	1,590,955	8.1
8	93	8.0	1,554,000	8.0
9	105	9.0	1,758,901	9.0
10	97	8.3	1,705,265	8.7
11	91	7.8	1,561,124	8.0
12	97	8.3	1,564,324	8.0
1	102	8.8	1,637,239	8.4
2	99	8.5	1,689,426	8.6
3	89	7.7	1,634,244	8.4
計	1,163	100.0	19,542,594	100.0

注：捜査報償費執行機関毎の月別支払状況は、別表3参照。

ハ 協力者等謝礼金の支払単価

捜査員が協力者等に支払った謝礼金の単価とその支払件数・金額は、次の表5のとおりである。

謝礼金の支払単価において、次のような状況が認められた。

- (イ) 鉄道警察隊では協力者等謝礼金の支払単価が全て5千円となっていた。
- (ロ) 鑑識課では協力者等謝礼金の支払単価が全て1万円となっていた。
- (ハ) 謝礼金単価が4万円以上の執行は、特定の課に限られていた。

表 5

謝礼金単価(円)	件数(件)	金額(円)	備 考
5,000	55	275,000	全て鉄道警察隊で執行
10,000	141	1,410,000	うち 123 件は鑑識課で執行
20,000	253	5,060,000	
25,000	1	25,000	捜査第一課で執行
30,000	293	8,790,000	
40,000	10	400,000	全て銃器対策課で執行
50,000	43	2,150,000	全て暴力団対策課で執行
60,000	16	960,000	全て暴力団対策課で執行
計	812	19,070,000	

注：捜査報償費（謝礼金）執行機関毎の単価別執行状況は、別表 4 参照。

ニ 捜査員毎の執行件数・金額

捜査報償費の執行金額が多い上位 5 人の捜査員の状況は、別表 5 のとおりであり、捜査報償費の執行は特定の捜査員に集中していることが認められた。

1 人当たりの執行金額が多かった者の例

暴力団対策課 A 捜査員 支払件数 22 件、支払金額 673,190 円

捜査第二課 A 捜査員 支払件数 43 件、支払金額 661,747 円

機動捜査隊 A 捜査員 支払件数 24 件、支払金額 485,000 円

ホ 協力者等への謝礼金の領収書の徴取状況

謝礼金の支出件数 812 件のうち、135 件について領収書が徴取されていた（表 3 参照）が、捜査報償費執行機関により、徴取状況に次のような違いが認められた。なお、領収書の用紙は、全て県警察本部が作成した様式のものを使用されていた。

(イ) 鑑識課では全ての協力者等から領収書が徴取されていた。

(ロ) 少年課では 29 件のうち 1 件、捜査第一課では 158 件のうち 1 件、交通指導課では 59 件のうち 10 件について領収書が徴取されていた。

(ハ) 上記 4 課を除く捜査報償費執行機関では、領収書が全て徴取されていなかった。

領収書が徴取されていない 677 件については、取扱要領に基づき、支払報告書に所属長の確認を受けていた。

ヘ 飲食店等領収書の徴取状況

(イ) 協力者等への謝礼として菓子折等を購入した 3 件については、全て領収書が徴取されていた。

(ロ) 協力者等と接触のために利用した飲食店に支払った接触費 323 件のうち、115 件で領収書が徴取されていた（表 3 参照）。また、領収書の徴取がなされていないものが 208 件あり、この利用金額は全て千円未満となっていた。なお、取扱要領により領収書の徴取を省略することができるのは、千円程度までとする取扱いとなっていた。

ト 勤務関係書類との突き合わせ

捜査報償費の支払場所や領収書記載の住所地に捜査員が実際に出向しているかを確認するため、捜査報償費の支払いがあった日の勤務関係書類と支出関係証拠書類との突き合わせを行ったところ、概ね適正に処理されていた。なお、勤務関係書類のうち勤務整理簿（出勤簿）と運転日誌（公用車使用簿）については、書類の保存期間（勤務整理簿は 3 年、運転日誌は 1 年）が経過し、既に廃棄されていたため調査することができなかった。

この突き合わせ調査において、一部の捜査報償費執行機関で、旅行命令（依頼）票が作成されず、また、旅行命令（依頼）票の決裁もれのあることが認められた。

(イ) 捜査第一課では旅行命令（依頼）票が作成されていなかったものが 7 件あった（旅行先は全て仙台市泉区）。

(ロ) 交通指導課では旅行命令（依頼）票の決裁もれが 1 件あった。

チ 関係書類の筆せき及び使用印鑑

支出関係証拠書類と通勤届、住居届とを照合したところ、一部に、記載されている氏名の筆せきの違い及び使用されている印鑑の違いを確認した。違いがあると思われたものについては、それぞれ聴き取り調査で内容を確認した。

2 飲食店等調査

協力者等への謝礼として菓子折等を購入した店舗及び接触費として執行したもののうち領収書が添付されていた飲食店について、実在確認と捜査報償費の執行確認のための調査を行った。

(1) 調査の方法等

書面調査に基づき、捜査員が利用した領収書添付のある全ての飲食店等に対して文書による照会を行った。その回答内容及び捜査員からの聴き取り調査の結果により、再度調査の必要があると判断したものについては、当該領収書のコピーを県警察に求め、実地調査を行った。

(2) 領収書の種類等

領収書の種類とその発行状況は、次の表6のとおりである。

なお、一部の領収書については、記載の住所・店名が非開示となっていた。これは、飲食店経営者が協力者等を知っている、又は、接触場所として常に使っている飲食店等である、などの理由によるとのことであった。

表6

領収書の種類		件数(件)	金額(円)	備考
店独自の領収書	複写式	15	31,633	
	複写式以外	12	29,203	
市販の領収書	複写式	25	76,956	住所・店名非開示 2件
	複写式以外	51	124,972	住所・店名非開示 2件
レシート		15	24,839	住所不明 4件
計		118	287,603	

注1：「店独自の領収書」とは、各店舗が独自に印刷し使用している領収書用紙をいう。

注2：「市販の領収書」とは、市販されている領収書用紙に店舗名のゴム印等を押印しているものをいう。

(3) 調査した飲食店等

領収書118件のうち、住所が不明なもの4件と住所・店名が非開示とされているもの4件を除き、110件を調査対象とした。そのうち同じ店舗の利用が複数あったことから、実際に調査した飲食店等は100店舗となった。

(4) 調査内容等

飲食店等100店舗に対して、調査依頼書、調査書及び返信用封筒を同封郵送し、文書による調査を実施した。

調査書には、書面調査で確認できた領収書の内容（領収金額、但し書き、領収書

発行年月日，発行店舗名）を記載し，その確認を求めるとともに，次の事項について質問した。

- イ 領収書記載の日に営業していたかどうか
- ロ 調査書に記載した内容の領収書を発行したかどうか
- ハ 当時発行していた領収書の種類等について
- ニ 上記質問に対して回答がない場合の理由について

調査書の回答については，投函期限を付して依頼した。期限を過ぎて回答がなかった飲食店に対しては，12月下旬，電話で回答を依頼し，聴き取りを行った。

(5) 回答状況等

100店舗のうち，文書等により回答を得られたものは72店舗であった。

なお，回答の得られなかった21店舗については，郵送した封書が返戻されたものである。この返戻分を調査したところ，全て倒産等により店舗がなくなっていた。また，残りの7店舗については，電話により回答を依頼したが，店舗の实在は確認されたものの，調査に対する協力は得られなかった。

72件の回答内容は，次のとおりである。

- イ 領収書記載日の営業の有無（問1）について
 - (イ) 営業していた 61件
 - (ロ) 休業していた 0件
 - (ハ) わからない 6件
 - (ニ) 回答なし 5件
- ロ 調査書に記載した内容の領収書を発行したか（問2）について
 - (イ) 発行したものである 36件
 - (ロ) 発行したものであるではない 1件
 - (ハ) 5年前のことなので，帳簿等もなく発行したかどうか
わからない 29件
 - (ニ) 発行したかわからないと回答した上で，領収書金額が
控えの金額と違うと回答したもの 1件
 - (ホ) 回答なし 5件
- ハ 平成12年度中に使用していた領収書の用紙（問3）について
 - (イ) 書面調査内容と同じ用紙の領収書を使用した 55件
 - (ロ) 書面調査内容と異なった用紙の領収書を使用した 5件
 - (ハ) 5年前のことなので，利用していた用紙はわからない 6件
 - (ニ) 回答なし 6件
- ニ 上記質問に対して回答がない場合の理由について
 - (イ) 当時の記憶がなく，古いことなのでわからない 12件

(㉑) 答えたくない	0件
(ハ) その他(廃業した2件, 領収書の控えなし1件)	3件
(ニ) 回答なし	57件

(6) 実地調査対象の飲食店

72件の調査回答のうち

イ 領収書の用紙が書面調査と異なったものであると

回答したもの(上記(5)ハ(㉑)) 5店舗

ロ 当店で発行した領収書ではないとしたもの(上記(5)ロ(㉑))・1店舗

ハ 領収書控えの金額と違うもの(上記(5)ロ(ニ)) 1店舗

の7店舗を調査対象とした。その他, 上記イからハの店舗を利用した捜査報酬費執行機関以外の6機関について, それぞれ接触場所として利用した店舗の中から1店舗ずつ抽出し, 合わせて13店舗に対して実地調査を行った。

(7) 実地調査の方法等

実地調査にあたっては, 県警察に対し領収書の提出を求め, 必要最小限の飲食店に係る領収書のコピーを借用した。なお, 借用にあたり, 再コピーは禁止, 実地調査終了後速やかに返却することが条件として付された。

実地調査は, 監査委員と事務局職員によるものが7店舗, 事務局職員によるものが6店舗の合わせて13店舗について実施した。

実地調査では, 領収書のコピーを提示し, 飲食店の経営者から領収書の内容を中心とした聴き取りを行うとともに, 接触場所として使用した店舗の状況を確認した。

(8) 実地調査の結果

イ 領収書の種類が書面調査の内容とは異っていると回答した5店舗に対して, 領収書のコピーを経営者に提示したところ, 当該店舗で発行した領収書であるとの回答があった。

ロ 調査書記載の領収内容の領収書は当店で発行したものではないと回答した1店舗について, 領収書のコピーを提示し調査したところ, 当該店舗で発行した領収書であることが確認された。

ハ 領収書の発行についてはわからない, 調査書の領収金額欄に記載されている金額は, 店の領収書控えの金額にはないと回答した飲食店1店舗については, 監査委員が経営者に領収書のコピーを提示し説明を求めたところ, 同店で発行した領収書であるとの回答を得た。

ニ 抽出して行った6店舗についても領収書のコピーを提示したところ, それぞれの店舗で発行した領収書であると, 経営者から回答を得た。

なお, 実地調査を行った飲食店について, 捜査報酬費を執行した捜査員に対する聴き取り調査においても, 捜査員から当該飲食店を利用し領収書を得たとの説明があった。

3 聴き取り調査

捜査報償費執行機関の平成12年度当時の所属長、管理官等及び捜査員並びに現在の会計課長から、監査委員による聴き取り調査を実施した。実施機関毎の聴き取り者数は、次の表7のとおりである。

表7

課（隊）名	聴取対象者数（人）			聴取者数（人）		
	所属長	管理官等	捜査員	所属長	管理官等	捜査員
生活安全企画課	1	1	7		1	6
少年課	1	1	4	1	1	3
生活保安課	1	1	6		1	4
鉄道警察隊	1	1	2	1		2
鑑識課	2	1	7	1		6
交通指導課	1	1	6		1	4
銃器対策課	1	1	6 (5)	1	1	5
捜査第一課	1	1	25 (6)	1	1	6
捜査第二課	2	1	10 (6)		2	6
暴力団対策課	1	1	12 (6)		1	5
機動捜査隊	2	1	10 (6)	1	1	5
小計	14	11	95 (61)	6	10	52
会計課	1			1		
合計	15	11	95 (61)	7	10	52

注1：「管理官等」とは、管理官、次長、副隊長、暴対官をいう。

注2：捜査員欄のカッコ内の数は、下記(1)ハにより抽出した人数で内数である。

(1) 聴き取り対象者の決定方法等

聴き取り対象者は、次の方法により決定した。

イ 捜査報償費執行機関の所属長、管理官等は全て対象とした。平成13年3月の定期人事異動が複数回行われていたことから、異動後において捜査報償費が執行されている課（隊）については、当該異動後の所属長、管理官等も対象とした。この場合において、所属長及び管理官等ともに異動があったときは、原則として所属長のみを対象とした。

なお、捜査第二課については、所属長が警察庁からの出向者のため聴取できず、管理官等の2人とした。

ロ 会計課から県警察本部全般の捜査報償費の予算・決算及び平成12年度以降の組織改編に関することなどを聴取する必要があることから、現在の会計課長を対象とした。

ハ 平成15年度に実施した知事要求監査にあたり、監査対象機関としていなかった生活安全企画課、少年課、生活保安課、鉄道警察隊、鑑識課及び交通指導課の6課（隊）の捜査員については、全ての捜査員を対象とした。

一方、監査対象としていた銃器対策課、捜査第一課、捜査第二課、暴力団対策課及び機動捜査隊の5課（隊）の捜査員については、抽出で行うこととし、①捜査報償費の支出額の多い者、②接触費（飲食店）の支出実績のある者、③飲食店を利用した者の中で、その飲食店が実地調査の対象となっている者を抽出基準として、上位の6人を抽出した。ただし、銃器対策課は、支出実績のある捜査員が少ないので5人とした。

(2) 聴き取り調査の方法

聴き取り調査は、次のように行った。

イ 生活安全企画課、少年課、生活保安課、鉄道警察隊、鑑識課及び交通指導課の6課（隊）の所属長、管理官等並びに会計課長については、各1人毎に、監査委員全員が対面で聴き取りを行った。

ロ 銃器対策課、捜査第一課、捜査第二課、暴力団対策課及び機動捜査隊の5課（隊）の所属長、管理官等については、平成15年度知事要求監査において既に聴き取り調査を行っていることから、課（隊）毎に所属長及び管理官等を同席させる方法により、監査委員全員で聴き取りを行った。

ハ 捜査員については、捜査員各1人毎に監査委員2人で、対面により聴き取りを行った。

ニ 聞き取り調査の時間は、所属長、管理官等からは1時間半程度、捜査員からは1時間程度とした。

ホ 聴き取り調査にあたり、県警察から、支出関係証拠書類の管理と聴取記録のため県警察職員1人の同席の要請があったので、会計課職員1人の同席を認めた。

(3) 所属長、管理官等からの聴き取り調査

所属長14人、管理官等11人の合わせて25人を聴取対象としたが、退職者5人のうち4人から協力が得られず、また、物故者、病気休暇及び警察庁出向者の5人に対しては出席を求めることができなかった。結果として所属長6人、管理官等10人から聴き取りを行うにとどまった。

なお、協力が得られた退職者1人については、関係人調査として実施した。

聴き取り調査は、捜査報償費の執行及び書面調査から認められた事項等について聴取した。主な聴取事項は、次のとおりである。

- イ 捜査報償費の必要性について
 - ロ 捜査報償費の支払決定等について
 - (イ) 捜査報償費の支払い及び額の決定方法
 - (ロ) 捜査員からの支払要望への対応
 - (ハ) 毎月ほぼ同じ金額の支払い
 - (ニ) 捜査報償費の執行が特定の捜査員に集中している理由
 - (ホ) 捜査員への領収書徴取の指導
 - ハ 捜査報償費の支払いの確認について
 - (イ) 領収書がない場合の確認方法
 - (ロ) 支払精算書の決裁状況
 - ニ 資金前渡金の管理について
 - (イ) 資金前渡金の保管状況
 - (ロ) 捜査員が協力者等に会えなかった場合の謝礼金返戻の有無
 - ホ 不適正な取扱いの有無等について
- (4) 所属長、管理官等からの聴き取り調査の結果
- 聴き取りの概要は、次のとおりである。

イ 捜査報償費の必要性について

犯罪捜査においては、情報提供や捜査協力を得ることが必要で、有用な情報提供や捜査協力を得るためには謝礼金品の交付や飲食を伴う接触は不可欠であり、これが事件の早期解決、精度の高い捜査、迅速かつ的確な捜査につながる。

また、一部の所属長、管理官等からは次のような説明があった。

捜査員は、協力者等との個人的な信頼関係の中で協力を得ている場合が多い。ただし、謝礼金品の交付を行うことにより、協力者等から捜査員に対する個人的な利益享受の要求等の借りを作らないようにすることも大事であり、捜査報償費の執行に当たっては、その点にも十分配慮している。

ロ 捜査報償費の支払決定等について

(イ) 捜査報償費の支払い及び額の決定方法

捜査報償費支払いの要否及びその金額は、捜査員からの申し出、又は事件捜査の過程における捜査方針などにより、所属長が情報の内容や協力者等の職業・地位のほか、捜査報償費の予算状況などを総合的に判断して決定している。

(ロ) 捜査員からの支払要望への対応

捜査員から支払いの申し出があった場合、決定方法は上記(イ)のとおりであるが、捜査報償費には予算枠があり、計画的に執行しなければならないので、その申し出を断ることがある。

(ハ) 毎月ほぼ同じ金額の支払い

捜査報償費の執行件数及び金額が各月平均的になっているのは、予算を有効に、かつ計画的に執行した結果である。年間予算をもとに四半期毎、各月毎に計画を立てて執行した。

(ニ) 捜査報償費の執行が特定の捜査員に集中している理由

課（隊）内で業務の分担を行っており、捜査報償費を執行する捜査員に限られるので、結果的に特定の捜査員になる。また、複数の捜査員が協力者等に接触するときの捜査報償費の執行は、上位の職の者が行っていることから特定の捜査員に集中する。

(ホ) 捜査員への領収書徴取の指導

所属長は、謝礼金の支払いを決定したときは、管理官等に指示し、管理官等から捜査員に現金を交付している。現金を交付するときは、合わせて領収書用紙を捜査員に渡し、領収書徴取の指示をしている。しかし、協力者等からの情報収集が大事であることから、無理をしてまで徴取するような指示はしていない。

ハ 捜査報償費の支払いの確認について

(イ) 領収書がない場合の確認方法

捜査員は、捜査報償費を執行した場合は、支払精算書により報告することになっている。捜査員からは、協力者等から得た情報の内容や交付時の状況等の報告を受けて、支払いの事実を確認している。捜査員が協力者等から領収書を徴取できなかった場合は、捜査員から前述の説明を受けて、支払事実と相違ないことを確認した上で、支払報告書に確認印を押印している。

(ロ) 支払精算書の決裁状況

捜査報償費の支払精算書は、協力者等から得た情報の内容や交付時の状況等の報告を捜査員から受けた都度、支払いの事実を確認の上、決裁している。

ニ 資金前渡金の管理について

(イ) 資金前渡金の保管状況

捜査報償費は、資金前渡職員である管理官等が、所属長の指示を受け、毎月必要額を資金前渡金の預金口座から現金化し、保管している。保管の方法は、現金を手提げ金庫に入れ、これを施錠できるキャビネットに入れて保管している。キャビネットの鍵は、管理官等が管理している。管理官等は、捜査報償費の出し入れを行ったときは、現金出納簿にその都度記帳し、毎月末に、所属長の確認を受ける。

(ロ) 捜査員が協力者等に会えなかった場合の謝礼金返戻の有無

捜査員が協力者等に会えないなどの理由により謝礼金を渡せなかった事例はない。

ホ 不適正な取扱いの有無等について

聴き取り調査を行った所属長及び管理官等の全員が、不適正な取扱いは行っていないと述べた。

また、仙台地裁判決で「平成12年度の宮城県警本部の報償費の支払の相当部分が実体がなかったものと推認する余地がある。」とされていることについて感想を聴いたところ、全員が誠に遺憾である旨の回答をし、その上で、警察の実態を知らないで言ったとしか思われぬ、組織ぐるみで不正を行っているようなことは断じてない、機会があれば反論したいと思っている、などと述べていた。

ヘ 鉄道警察隊及び鑑識課の状況について

(イ) 鉄道警察隊

平成12年度当時の鉄道警察隊の業務は、列車に乗り込み犯罪の未然防止を図る「警乗」と、鉄道施設内での盗撮、すり、置き引きなどの「施設内捜査」が主なものであった。

捜査報償費の執行が特定の捜査員に限られていたのは、2人の捜査員が、施設内捜査を担当し、事件の捜査活動を行っていたとの理由によるもので、それ以外の捜査員は警乗業務を担当しており、捜査報償費を使用することがなかった。

謝礼金が定額だったことについては、取扱う事件は、すりや置き引きなどの捜査であり、これに関する情報に大きな差がないことから、協力者等への謝礼金は、平成12年度から1件当たり5千円としたものであるとの回答があった。

(ロ) 鑑識課

平成12年度当時、事件現場での鑑識活動の外に、事件現場から離れての活動があった。具体的には、関係者の指紋採取、似顔絵作成や情報収集を行い、これらの者に対して情報収集に対する謝礼金を支出していたものである。

平成13年度から犯罪捜査報償費の予算が半減したが、事件の対応は所轄で行うことになったので、鑑識の業務に影響はなかった。

謝礼金が定額だったことについては、限られた予算の中で広く情報と協力を得るため、1件当たり1万円としたものであるとの回答があった。

(5) 会計課長からの聴き取り調査

会計課長に対する主な聴取事項は、次のとおりである。

イ 捜査報償費の予算の流れについて

(イ) 各課（隊）の予算の決定方法

(ロ) 各課（隊）の要求基準（謝礼金の単価等）の有無

(ハ) 各課（隊）の執行額が毎月ほぼ一定になっていることに関する指示の有無

ロ 取扱要領について

(イ) 取扱要領の「接触費等」の具体的内容

(ロ) 支払精算書の様式を平成13年2月から改正した理由

ハ 平成13年度以降の予算措置について

鉄道警察隊の平成13年度予算はゼロ、鑑識課の平成13年度予算は前年比55%減、平成14年度は予算ゼロになっているが、その理由は何か。

(6) 会計課長からの聴き取り調査の結果

聴き取りの概要は、次のとおりである。

イ 捜査報償費の予算の流れについて

(イ) 各課（隊）の予算の決定方法

捜査報償費は一般の事業予算の算出方法とは違う。積み上げての算出が難しいため、前年度の実績を勘案して予算要求をしている。当時は捜査報償費には査定がなく、当初要求額がそのまま予算として認められていた。

(ロ) 各課（隊）の要求基準（謝礼金の単価等）の有無

各課（隊）の事件の形態、規模はさまざまであり、謝礼金の単価等について1件当たりいくらといった基準は定めていない。会計課は各課（隊）の要求には関与していない。各課（隊）では、前年度の執行実績を踏まえて要求していた。

(ハ) 各課（隊）の執行額が毎月ほぼ一定になっていることに関する指示の有無

各課（隊）の執行方法について、会計課は関与していない。執行は各所属長の責任において行われている。執行額が毎月ほぼ一定になっているのは、結果としてそうなったものと思う。

ロ 取扱要領について

(イ) 取扱要領の「接触費等」の具体的内容

「接触費等」とは、協力者等に接触する際の飲食代等である。出張先から県警察本部への連絡に要した電話代も、協力者等との接触が前提になるので、捜査報償費に該当する。

(ロ) 支払精算書の様式を平成13年2月から改正した理由

変更の理由は、当時、国費の捜査報償費について諸雑費制度の導入が検討さ

れ、平成13年の2月から3月にかけて試行された。これに伴い、県費についても見直しが行われ、様式を変更して国費と同時期に諸雑費制度を導入したが、取扱要領は改正していなかった。所属長や管理官等に対しては、平成13年の1月から内容について指導した。取扱要領の改正については、今後検討していきたい。

ハ 平成13年度以降の予算措置について

鑑識課の機動鑑識隊は所轄の要請を受けて事件の発生現場へ行き、鑑識業務を行うが、それに付随して関係者から話を聞くなどの捜査活動も行っていった。平成11年当時は犯罪発生状況が右肩上がりの頃で、鑑識業務が多忙で捜査業務までは手が及ばない状態となっていた。そのため、平成13年より試行して鑑識本来の活動に戻すこととなったため、予算が減少したものである。

また、鉄道警察隊については、鉄道施設のテロ、ゲリラ関係事件の発生を契機に平成13年度から捜査業務をなくし、隊として本来の業務に戻ったためである。

いずれも、組織の改編及び業務の統廃合によるものである。

(7) 捜査員からの聴き取り調査

捜査員61人を聴取対象としたが、退職者5人からは協力が得られず、また、病気休暇、警察庁等出向の4人に対しては出席を求めることができなかった。結果として52人から聴き取りを行った。

捜査員に対する主な聴取事項は、次のとおりである。

イ 捜査報償費の支払事実について

- (イ) 協力者等から得た情報の概要
- (ロ) 協力者等と接触したきっかけ
- (ハ) 謝礼金を必要とした理由
- (ニ) 謝礼金を支払った時期
- (ホ) 謝礼金の支払方法
- (ヘ) 接触到利用した場所

ロ 支払精算等について

- (イ) 支払精算書の記載事実
- (ロ) 支払精算書の作成時期
- (ハ) 支払精算書に使用した印鑑
- (ニ) 支払精算書と通勤届及び住居届の筆せきの違い

ハ 領収書の徴取について

- (イ) 領収書の徴取に関する上司の指導状況
- (ロ) 協力者等から領収書を徴取できなかった理由

(8) 捜査員からの聴き取り調査の結果

捜査員は、自己の執行についての資料を会計課で確認し、また、当時の備忘録や捜査報告書等の写しを持参するなどして聴き取りに応じた。

聴き取りの概要は、次のとおりである。

イ 捜査報償費の支払事実確認について

(イ) 協力者等から得た情報の概要

「問題とした店舗への出入り状況、身辺関係や生活実態」、「被疑者の住所・所在地・勤務先」、「被疑者の性格や資産、生活情報等」などの回答が多くみられた。

(ロ) 協力者等と接触したきっかけ

協力者等は、被疑者と個人的つながりのある者、被疑者の関係者が住むアパートの隣室の者、被害者が以前勤めていた店の店員などであるとの回答があった。また、「協力者のほとんどが前からの知り合いである。」とか、「以前扱った別の事件の関係者の中から選ぶこともある。」と述べた捜査員もあった。

(ハ) 謝礼金を必要とした理由

「今までの情報提供に対するお礼と今後の協力」、「情報に対するお礼と今後の情報を得るための糸口で半々」との回答が多かった。また、「情報について調書をとったので、協力に対するお礼」とか「被疑者を特定する情報に対する謝礼」という回答もあった。

なお、謝礼金の額については、全ての捜査員が「情報の内容や重要度により上司が決定する。」と述べていた。

(ニ) 謝礼金を支払った時期

多くの捜査員が「協力者等とは何回か接触している中で信頼関係を築いた。」と述べ、謝礼金を支払った時期については、「聴取過程もあるし最後に支払う場合もある。」、「事前に情報を得ており、ある程度捜査できたところで謝礼金を渡す。」との回答が多かった。

(ホ) 謝礼金の支払方法

「喫茶店のテーブルで、人目につかないよう封筒に入れて渡した。」、「店を出てから車のところで渡した。」、「協力者等の家で封筒に入れたまま渡した。」、「公園脇に路上駐車し、車中で渡した。」などの回答があった。

(ヘ) 接触到利用した場所

接触場所として利用した店は、相手が指定したとか、自分が決めたなどさまざまであり、他に客のない時間を指定したとか、店の奥のボックス席で会ったなどの説明もあった。

接触費の執行は、主として軽食又は飲み物であるが、アルコールを伴う食事の場合もあった。具体的なメニューについては、5年前のことであり、よく覚えていないとの回答が多かった。

飲食店等の領収書にマスキングをした理由については、飲食店経営者が協力者等を知っている、協力者が店の人を知っている、接触場所として常に使っている店である、などの回答があった。

ロ 支払精算等について

(イ) 支払精算書の記載事実

全ての捜査員が、支払精算書の記載は自分の筆せきであることを確認した。また、記載の事実には誤りはなく、協力者等との接触の結果や謝礼金の領収書を貰えなかった状況を上司に説明し了解を得た、と述べていた。

(ロ) 支払精算書の作成時期

ほとんどの捜査員が「当日作成した。」、「支払いの日か翌日書いた。」と回答し、後でまとめて書くようなことはしていなかったと述べていた。

(ハ) 支払精算書に使用した印鑑

多くの捜査員が印鑑を3, 4本持っており、捜査用、文書用などと使い分けていたとの回答があった。

(ニ) 支払精算書と通勤届及び住居届の筆せきの違い

筆せきの違う捜査員に確認したところ、業務が多忙だったため事務職員に通勤届又は住居届を書いてもらったものと述べていた。

ハ 領収書の徴取について

(イ) 領収書の徴取に関する上司の指導状況

全ての捜査員が、管理官等から謝礼金の領収書を貰ってくるよう指示された、と回答していた。

(ロ) 協力者等から領収書を徴取できなかった理由

ほとんどの捜査員が「被疑者から仕返しを受けることを恐れて拒否された。」とか、「係わりたくないし、領収書に記載しなければならないなら協力しないと断念した。」などと回答したが、一部の捜査員からは、「領収書がないと私がネコババしたと思われるので、説得して書いてもらった。」との回答もあった。

ニ その他、多くの捜査員が捜査報償費の自己負担について、「タクシー代やビール券代を払ったことがあった。」、「喫茶店の支払いや飲み代を払ったことがあった。」、「携帯電話代は、自分で負担していた。」などと述べていた。

(9) 関係人調査

浅野前知事は在任中、記者会見や県議会答弁などで、県警察の現職警察官から「内部告発」の手紙を貰っているとか、不正経理の確証を握っているといった発言を繰り返していた。これらのことに関して直接話を聞く必要があると判断し、所属長及び捜査員等からの聴き取り調査に先立ち、同前知事に対し関係人調査を行い、監査委員全員で聴き取りを行った。

浅野前知事からは、現職警察官からの手紙の内容や県警察の捜査報償費の使途に不正があると思う理由について説明を受けたものの、本監査に当たり決め手になるような直接的かつ具体的な情報は得られなかった。

第4 結 論

平成12年度に執行された捜査報償費1,163件の全てについて支出関係証拠書類の書面調査を行い、その上で、捜査員が協力者等との接触場所として利用した飲食店等で領収書が添付されていた100店舗の調査、更に所属長、管理官等及び捜査員並びに関係人の合わせて70人から聴き取り調査を実施した。

(1) 書面調査

支出関係証拠書類については、必要とされる書類の作成及び必要事項の記載がなされており、取扱要領に定められた手続きに基づき捜査報償費が執行されていた。この全ての支出行為について、勤務関係書類と突き合わせを行ったが、概ね適正に処理されていることが確認された。捜査報償費の執行件数及び金額が各月平均的になっていることについては、予算を有効に、かつ計画的に執行した結果であり、また、捜査報償費の執行が特定の捜査員に集中していることについては、捜査報償費を執行する捜査員が限られているので、結果的に特定の捜査員になったとの説明があった。しかし、領収書を徴取したものは全体の21.8%にすぎず、また、協力者等に係る住所・氏名が全て非開示とされたため、支払事実の最終確認はできなかった。

(2) 飲食店等調査

協力者等との接触場所として利用された飲食店等100店舗に対して、文書による調査を行い、72店舗から回答を得た。その回答内容から、再度の調査が必要であると判断した13店舗については、実地調査を実施した。これらの調査により、飲食店等の利用については、領収書の記載どおりであることを確認した。しかし、飲食店において接触したとされる協力者等の住所・氏名が非開示とされたため、飲食店の利用が協力者等と接触のための利用であるか否かについての確認はできなかった。

(3) 聴き取り調査

聴き取り調査において、所属長、管理官等からは捜査報償費の必要性や全般的な執行状況等について、捜査員からは個別の支出状況等について、説明を受けた。説明は、概ね納得できるものであったが、全ての捜査員が協力者等の住所・氏名を明らかにせず、また、一部の捜査員は執行の細部については記憶がないと述べるとか、捜査員間で状況説明に違いがみられるなど、必ずしも全ての説明が納得できるものではなかった。したがって、個々の執行が適正であると認めることはできなかったが、反面、不当であると判断すべき根拠も見当たらなかった。

なお、多くの捜査員が協力者等に対する謝礼品代や飲食代等の経費を私費で支払っていたと述べていたが、公務である捜査活動に必要な経費を捜査員個人の負担とすることには問題があると思われる。県警察は、平成13年度から導入された諸雑

費制度の有効活用を捜査員に徹底するとともに、個人負担が生ずることのないよう適切な措置を講ずるべきであろう。

<鉄道警察隊及び鑑識課>

仙台地裁判決において、支払いの実体がなかった疑いが強いとされた鉄道警察隊及び鑑識課については、特に、当時の所属長及び捜査員等から詳細な聴き取りを行い、捜査活動の内容や謝礼金の支払い状況などの説明を受けた。この説明を受けた限りにおいては、個々の執行状況を理解することができ、支払いの実体が全くないと判断すべき疑問点は見当たらなかった。もっとも、協力者等への謝礼金が鉄道警察隊で一律5千円、鑑識課で一律1万円となっていることについて、両隊・課の所属長等は、情報に大きな差がなく、限られた予算の中で広く情報と協力を得るためであると答えたが、他課の所属長等は、謝礼金の金額は情報の内容や協力者等の職業・地位などを判断して決定していると説明していることと比較すると、十分には納得し難いものがある。

以上のことから、平成12年度の県警察本部の捜査報償費の執行について、特に、謝礼金については協力者等の住所・氏名が非開示とされたため、必ずしも適正であると確認することはできなかったが、違法、不当な行為があったと判断するに足りる事実を認めるには至らなかった。

第5 意見

今回の監査は、平成17年6月21日に出された仙台地裁判決が、「平成12年度の宮城県警本部の報償費の支払の相当部分が実体なかったものと推認する余地がある。」としたことを重く受け止め、平成12年度の県警察本部の捜査報償費の執行について、平成15年度に実施した知事要求監査に付け加える形で実施したものである。

県警察は、協力者等への謝礼金の支払いなどの執行確認を行う上で必要な当時の所属長及び捜査員等からの聴き取り調査に応じ、また、協力者等との接触の場所として利用した飲食店の利用確認調査に必要な飲食店の名称、所在地等を一部を除いて開示するなど、監査に対して真摯に対応したことから、今回の監査では、上記知事要求監査におけるときよりも詳しく捜査報償費の執行理由や執行状況等を確認することができた。

この結果、捜査報償費の支払いに関しては、「取扱要領」に基づいた処理がなされていた。中でも、飲食店等への支払いに関しては、支出関係証拠書類の調査や飲食店の利用確認調査などを総合的に勘案すると、今回の監査を行った範囲においては、概ね適正であった。

しかし、謝礼金の支払いに関しては、前回と同様に協力者等の住所・氏名が開示されず、また、実際に執行した捜査員からの聴き取り調査においても、協力者等の住所・氏名に関する個別具体的な説明が得られなかったことから、最終的な事実確認を行うことができなかった。

このことは、現行制度における監査委員の限られた職務権限の下ではやむを得ないものの、「捜査報償費の支払の相当部分が実体なかった」か否かを判断するための事実の有無を確認できなかったことは、誠に残念である。

監査委員としては、県警察に対し今後の捜査報償費の執行に関して次のことを強く要請し、このことについて県警察がより一層適切な対応に努められるとともに、県民の安全・安心を守る警察行政を更に推進されることを期待するものである。

【内部会計監査の充実・強化と公表】

県警察は、会計経理の一層の適正化を図り、その執行責任を果たすことを目的として、平成16年5月14日に「宮城県警察の会計監査に関する訓令」を定め、平成16年度から毎年度、会計監査を実施することとしているが、捜査報償費に関しては、今後、協力者等への謝礼金・謝礼品の授受も含めた事実確認の調査を追加して行うなど、この会計監査を更に厳正に実施する必要があるものとする。また、県民からの信頼と協力を得るためにも、この会計監査の実施状況や措置状況等の全容を速やかに公表し、県民に対する説明責任を果たすことを強く求めるものである。

【協力者等の住所・氏名の積極的な開示】

県警察本部長は、昨年11月、平成18年1月1日以降の捜査報償費執行に関しては、捜査に支障のないものについて協力者等の住所・氏名を原則開示とすることを打ち出され、その後、県警察と監査委員との間で、原則開示に関する条件やその取扱いなどについて一応協議が調った。協力者等の住所・氏名が開示されたものについては、より確実な執行の確認が可能となる。平成18年度からの定期監査においては、監査委員に対して、できる限り多く協力者等の住所・氏名を開示することを求めるものである。

別表 1

捜査報償費の予算・決算状況

単位：円，%

区	分	捜査報償費 (A)	左のうち捜査報償費 執行機関 (B)	比 率 (B/A)
第9款 警察費	当初予算額	310,000	310,000	100.0
	補正予算額			
	最終予算額	310,000	310,000	100.0
	決算額	290,704	290,704	100.0
第9款 警察費	当初予算額	33,430,000	18,329,000	54.8
	補正予算額			
	最終予算額	33,430,000	18,329,000	54.8
	決算額	33,097,398	18,053,658	54.5
第9款 警察費	当初予算額	3,200,000	1,240,000	38.8
	補正予算額			
	最終予算額	3,200,000	1,240,000	38.8
	決算額	3,153,702	1,198,232	38.0
第3目 交通指導取締費	当初予算額	36,940,000	19,879,000	53.8
	補正予算額			
	最終予算額	36,940,000	19,879,000	53.8
	決算額	36,541,804	19,542,594	53.5
合 計				
	当初予算額			
	補正予算額			
	最終予算額			
	決算額			

別表 2

捜査報償費の用途別執行状況

単位：件，円

区分	使用 人員	協力者，情報提供者謝礼				諸雑費				合計			
		現金		菓子折等		接触費		その他				計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			件数	金額
1 生活安全企画課	7	33	810,000			33	810,000	19	23,130	19	23,130	52	833,130
2 少年課	4	29	580,000			29	580,000	20	19,580	20	19,580	49	599,580
3 生活保安課	6	23	510,000			23	510,000	16	43,267	1	1,230	17	44,497
4 銃器対策課	6	32	1,060,000			32	1,060,000	32	59,425			32	59,425
5 鉄道警察隊	2	55	275,000			55	275,000	20	15,704			20	15,704
6 捜査第一課	25	158	4,235,000	3	6,636	161	4,241,636	75	124,561	10	5,400	85	129,961
7 捜査第二課	10	102	2,910,000			102	2,910,000	62	87,929	8	290	70	88,219
8 暴力団対策課	12	61	3,170,000			61	3,170,000	40	52,300	6	430	46	52,730
9 鑑識課	7	123	1,230,000			123	1,230,000						123
10 機動捜査隊	10	137	3,100,000			137	3,100,000	30	24,480			30	24,480
11 交通指導課	6	59	1,190,000			59	1,190,000	9	8,232			9	8,232
計	95	812	19,070,000	3	6,636	815	19,076,636	323	458,608	25	7,350	348	465,958
												1,163	19,542,594

捜査報償費の月別支払状況

単位：件，円

月	生活安全企画課	少年課	生活保安課	銃器対策課	鉄道警察隊	捜査第一課	捜査第二課	暴力団対策課	鑑識課	機動捜査隊	交通指導課	計
4	4 51,640	4 41,600	2 33,990	6 95,501	7 26,800	21 363,751	15 279,400	9 253,270	8 80,000	13 261,785	6 80,000	95 1,567,737
5	4 51,560	4 41,740	4 48,030	6 104,450	6 21,644	18 310,082	19 295,080	9 273,560	11 110,000	13 260,735	6 110,000	100 1,626,881
6	5 74,310	5 61,740	3 51,533	4 74,074	6 25,700	20 371,256	16 265,270	9 254,520	11 110,000	16 254,095	6 110,000	101 1,652,498
7	5 71,740	3 40,900	3 41,449	6 102,740	6 21,740	17 302,818	15 254,130	10 283,800	11 110,000	14 261,638	4 100,000	94 1,590,955
8	4 55,940	2 20,900	3 45,980	4 81,860	7 26,400	16 314,415	20 303,397	8 262,840	10 100,000	15 262,268	4 80,000	93 1,554,000
9	6 82,580	6 91,740	4 55,922	6 96,660	7 26,440	19 384,067	14 244,230	13 285,560	11 110,000	14 261,702	5 120,000	105 1,758,901
10	4 70,900	3 40,800	3 41,733	6 107,700	7 26,700	22 410,017	13 252,880	9 271,910	11 110,000	13 261,680	6 110,945	97 1,705,265
11	4 60,900	5 61,600	4 43,310	6 94,640	7 26,640	15 305,003	12 213,660	8 272,820	11 110,000	13 251,564	6 120,987	91 1,561,124
12	4 70,860	3 40,800	3 51,680	4 81,740	7 26,500	24 351,200	14 235,090	8 262,800	11 110,000	14 252,709	5 80,945	97 1,564,324
1	4 80,920	4 34,420	4 44,450	6 99,380	7 26,440	24 428,885	12 203,900	9 263,930	10 100,000	16 273,129	6 81,785	102 1,637,239
2	5 81,780	5 61,700	3 42,400	6 108,580	5 20,700	27 449,436	9 197,760	7 261,900	9 90,000	13 251,600	10 123,570	99 1,689,426
3	3 80,000	5 61,640	4 54,020	4 72,100	3 15,000	23 380,667	13 253,422	8 275,820	9 90,000	13 271,575	4 80,000	89 1,634,244
計	52 833,130	49 599,580	40 554,497	64 1,119,425	75 290,704	246 4,371,597	172 2,998,219	107 3,222,730	123 1,230,000	167 3,124,480	68 1,198,232	1,163 19,542,594

注：各欄の上段は件数，下段は金額

別表 4

捜査報償費(謝礼金)の単価別執行状況

単位：件，円

区分	5,000円		10,000円		20,000円		25,000円		30,000円		40,000円		50,000円		60,000円		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1 生活安全企画課					18	360,000			15	450,000							33	810,000
2 少年課			1	10,000	27	540,000			1	30,000							29	580,000
3 生活保安課			5	50,000	8	160,000			10	300,000							23	510,000
4 銃器対策課									22	660,000	10	400,000					32	1,060,000
5 鉄道警察隊	55	275,000															55	275,000
6 捜査第一課					50	1,000,000	1	25,000	107	3,210,000							158	4,235,000
7 捜査第二課					15	300,000			87	2,610,000							102	2,910,000
8 暴力団対策課									2	60,000			43	2,150,000	16	960,000	61	3,170,000
9 鑑識課			123	1,230,000													123	1,230,000
10 機動捜査隊					101	2,020,000			36	1,080,000							137	3,100,000
11 交通指導課			12	120,000	34	680,000			13	390,000							59	1,190,000
計	55	275,000	141	1,410,000	253	5,060,000	1	25,000	293	8,790,000	10	400,000	43	2,150,000	16	960,000	812	19,070,000

別表 5

捜査報償費の執行金額が多い捜査員の状況

単位：件，円

区分	生活安全企画課	少年課	生活保安課	銃器対策課	鉄道警察隊	捜査第一課	捜査第二課	暴力団対策課	鑑識課	機動捜査隊	交通指導課
A捜査員	15 208,470	19 219,500	13 195,652	20 331,731	43 164,884	22 401,271	43 661,747	22 673,190	23 230,000	24 485,000	32 415,355
B捜査員	11 202,580	13 174,140	15 189,900	18 327,784	32 125,820	13 330,800	32 558,117	21 524,930	21 210,000	19 403,087	8 230,000
C捜査員	8 127,760	14 165,140	6 97,245	10 184,120	10 176,330	13 305,036	20 374,860	14 458,180	20 200,000	21 395,063	11 222,877
D捜査員	8 93,400	3 40,800	2 33,990	10 176,330	10 176,330	18 286,852	16 350,780	13 444,760	20 200,000	18 390,798	9 180,000
E捜査員	5 90,920		2 25,980	4 61,860	4 61,860	18 261,600	15 290,700	12 336,400	19 190,000	15 300,000	4 80,000
計	47 723,130	49 599,580	38 542,767	62 1,081,825	75 290,704	84 1,585,559	126 2,236,204	82 2,437,460	103 1,030,000	97 1,973,948	64 1,128,232
課(隊)全体の執行件数	52 833,130	49 599,580	40 554,497	64 1,119,425	75 290,704	246 4,371,597	172 2,998,219	107 3,222,730	123 1,230,000	167 3,124,480	68 1,198,232
比率 (%)	90.4 86.8	100.0 100.0	95.0 97.9	96.9 96.6	100.0 100.0	34.1 36.3	73.3 74.6	76.6 75.6	83.7 83.7	58.1 63.2	94.1 94.2

注：各欄の上段は件数，下段は金額

宮警本会第 / 47 号

昭和 58 年 3 月 7 日

県本部各部課長
県下各警察署長 殿

宮城県警察本部長

犯罪捜査報償費（県費）の取扱い要領について（通達）

犯罪捜査報償費は、経費の性格から通常の報償費と異なる取扱いを必要とすることから、このたび別添のとおり、取扱い要領を定め、昭和 58 年 4 月 / 日から実施することにしたから、誤りない処理をされたい。

記

○ 運用上の留意点

1 適用の範囲

この要領は、概括的な資金前渡金の交付をうけて執行することとなる 刑事警察費・交通指導取締費の報償費のうち、捜査協力謝礼の経費について適用する。

2 支払いの範囲

この経費は、協力者等に対する謝金及び謝金支払いに関して必要とする諸雑費（交通費・接触費等）について支払いすること。

3 資金前渡職員預金口座の開設

資金前^渡職員は、警察本部にあつては関係課の管理官（次長）、警察署にあつては副署長（次長）とし、捜査報償費専用の預金口座を開設して出納機関

に通知すること。

4 支払い方法

所屬長は、資金前職員から捜査員に所要額を概算交付して、協力者に支払いさせることとし、当該捜査員は、支払い完了後速やかに支払精算書を作成して精算報告すること。

5 領収書の徴取省略

諸雑費等少額の支払いについて、社会通念上領収書の徴取が困難なものについては、領収書の添付を省略できること。

6 証拠書類の保管

捜査報償費の証拠書類は、支出命令者の責任において、一般の経理書類と別に保管管理すること。

捜査報償費の取扱要領

事 項	取 扱 要 領	備 考
<p>捜査報償費の性格</p>		
<p>(1) 経費の特殊性</p>	<p>犯罪捜査報償費（以下「捜査報償費」という。）は、犯罪捜査の過程において必要となる経費で、特に緊急かつ秘密を要するため、通常手続の支払では、捜査活動上支障をきたすことから、一応の資金前渡報償費と異なる取扱いをするものである。</p>	
<p>(2) 支払の範囲</p>	<p>捜査報償費の支払範囲は、刑事・保安・交通等各種犯罪の捜査に伴う情報提供者・捜査協力者（以下「協力者等」という。）に対する謝金及び謝金支払に関連して必要となる諸雑費（接触費・交通費等）である。</p>	
<p>(3) 執行方法等</p>	<p>捜査報償費は、概括的な金額の資金前渡により取扱い、所屬長は捜査員に現金を概算交付して支払うものとする。</p> <p>なお稽算完了後証拠書類は、支出命令者が保管するものである。</p>	<p>資金前渡の根拠 施行令第 6 / 条第 3 項 / 3</p>
<p>2 資金前渡職員の指定</p>	<p>資金前渡職員は、警察本部にあっては、関係課の管理官（次長・副隊長） 警察署にあっては、副署長（次長）の職を指定し、財務規則の規定により、出納執行者に通知する。</p>	<p>指定通知 財務規則第 5 2 条 2 項 集中管理要領第 2 / 条</p>
<p>3 事務処理の手順</p>		<p>特認報償費である旨を付記す</p>
<p>(1) 資金前渡同</p>	<p>資金前渡職員は、所屬長の指示をうけて、毎月所要額の資金前渡何により、所屬長の決裁を得て、支出命令者（「警察本部会計課長・警察署長」以下同じ。）に合議する。</p>	
<p>(2) 支出命令</p>	<p>支出命令者は、資金前渡何にもとづいて作成した支出負担行爲票兼支出票（規則様式第 3 6 号）により、支出を決定し、出納執行者に通知する。</p>	
<p>(3) 受領・保管</p>	<p>資金前渡職員は、捜査報償費の交付をうけたときは、現金出納票（規則様式第 3 5 号）により、受入記帳し、現金は金融機関に預金して保管する。ただし、経費の性格上、必要な限度の現金を手もとに保管することができる。</p>	
<p>(4) 概算交付</p>	<p>所屬長は、捜査報償費の交付を必要とするときは、資金前渡職員に支払何兼資金前渡金払出票（集中管理要領附属様式第 3 号・以下「支払伝票」という。）を起票させ、捜査員に現金交付する。</p>	

事 項	取 扱 要 領	備 考
<p>(5) 精算報告</p>	<p>2 資金前渡職員は、捜査員に現金を交付したときは、支払伝票の余白に捜査員の領収印を敬し、現金出納票に払出を記帳する。</p> <p>捜査員は、交付をうけた現金の支払いを完了したときは、速やかに支払精算書（別記様式ノ号）を作成すると共に、次の要領により作成した関係書類を添えて所屬長に精算報告する。</p> <p>(1) 捜査員は、債主に支払したときは、領収書を徴取する。</p> <p>(2) 捜査員は、協力者等が領収印にかえてサイン又は押印をした領収書を徴取した場合は、その事由を記した報告書類（別記様式2号）により、所屬長の確認をうける。</p> <p>(3) 捜査員は、特別な事由により、協力者等の領収書を徴取することができなかつた場合は、支払報告書（別記様式3号）に、その事由を付記して所屬長の確認をうける。</p> <p>(4) 捜査員は、諸雑費など少額の支払いについて、社会通念上領収書を徴取することが困難なものについては、その徴取を省略することができる。この場合、支払精算書にその内容を記載し、所屬長の確認をうけること。</p> <p>ノ 帳簿締切と残高証明</p> <p>資金前渡職員は、毎月末日現在をもって、現金出納票を締切り、所屬長の確認をうけると共に、その残高について、残高証明書（別記様式4号）の交付をうける。</p> <p>2 精算票と証拠書類</p> <p>資金前渡職員は、債主の領収書その他必要な証書類（残高証明書を言む。）をとりまとめ、精算票（規則様式第39号の2）に添付して、支出命令者に提出する。</p> <p>ノ 支出命令者は、資金前渡職員から精算票と共に、関係書類の提出をうけたときは、精算確認のうえ、支払完了の日から7日以内に、精算通知票（規則様式第39号）により、出納執行者に精算通知する。</p> <p>2 精算通知票には、「領収書等関係書類は警察本部会計課又は〇〇警察署に保管」と記載し、支出命令者の私印を押印する。</p>	<p>現金出納票の摘要欄に捜査員を記載</p>
<p>(6) 資金前渡職員の精算</p>	<p>2 出納執行者への精算通知</p>	

事 項	取 扱	備 考
(8) 証拠書類の保管等	<p>支出命令者は、証拠書類を月ごとに区分して、次の順に編てつ保管する。</p> <p>(1) 精算通知票の写</p> <p>(2) 資金前渡金関係証拠書類</p> <p>・ 支払伝票 ・ 支払精算書 ・ 債主の領収書（サイン等の報告書を含む）</p> <p>・ 支払報告書 ・ 残高証明書</p>	



支 払 精 算 書

昭和 年 月 日

殿

(勤務課署名)

(官 職)

(氏 名)

昭和 年 月 日概算金額で受領した報償費について、下記内訳のとおり支払つたので、領収書を添えて精算いたします。

記

精算の結果不足額					精算の結果返納額				
(万)	(千)	(百)	(十)	(円)	(万)	(千)	(百)	(十)	(円)

既 受 領 額	(万)	(千)	(百)	(十)	(円)
支 払 額					
差引過不足(△)額					

支 払 額 内 訳

支 払 日 年 月 日	金 額 円	債 主 名	支 払 事 由	備 考
			所 属 長	資 渡 金 職 前 員
上記の 返納不足額について、返納 支出してよろしいか。				
上記精算の結果の返納額の返納年月日			昭和 年 月 日	
領 収 書				
上記精算の結果の不足額 正に領収いたしました。		領 収 年 月 日	昭和 年 月 日	領収印



別記様式2号

協力者 _____ に謝礼を支払ったところ印鑑を持っていない
かつたので、サイン、拇印をもつてこれにかえます。

昭和 年 月 日

(所属) _____

(官職) _____ (氏名) _____ 印

上記の事実と相違ないことを確認する。

昭和 年 月 日

所 属 長		資 格 前 員	
-------------	--	------------------	--

支 払 報 告 書

昭和 年 月 日

殿

(勤務課署名)

(官 職)

(氏 名)

金			(万)	(千)	(百)	(十)	(円)
---	--	--	-----	-----	-----	-----	-----

上記の金額を下記のとおり支払いしましたが、
 ため、領収書を徴収することができなかつたので、これに代えて報告いたし
 ます。

記

支 払 日 年 月 日	金 額 円	債主の住所・氏名	支 払 事 由	備 考

確 認 書

上記の事実と相違ないことを確認する。

昭和 年 月 日

所 属 長		資 金 職 前 員	
-------------	--	-----------------------	--



別記様式々号

残 高 証 明 書

一 金 円 也

内 訳

科 目	金 額	備 考
計		

上記のとおり昭和 年 月 日現在の残高を証明いたします。

昭和 年 月 日

(所 属 長)